

上水道告示第6号

長浜水道企業団水道事業会計規程（平成16年上水道告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜水道企業団

企業長 三和啓司

第2条第4項中「工務課職員および浄水課職員」を「工務課職員、浄水課職員および北部営業所職員」に改める。

第21条中「第33条の2」の右に「において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項」を加え、「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第22条第1項中「現金取扱員」の右に「および指定公金事務取扱者」を加え、同条第2項中「現金取扱員」の右に「および指定公金事務取扱者」を加え、「当該引継を受けた日のうちに」を「ただちに」に改め、同条第5項中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第26条第1項中「および公金徴収事務等受託者」を削る。

第36条第1項中「工事費」を「工事費等」に改める。

第90条第2号を次のように改める。

(2) 予定キャッシュフロー計算書

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。